

国立大学法人奈良教育大学教員の就業に関する規則

平成16年4月1日

制 定

改正 平成19年3月23日規則第37号

改正 平成20年5月23日規則第52号

改正 平成27年3月27日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、「国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則」(平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。)第3条第2項の規定に基づき、教員についての採用・懲戒等に関する事項を規定することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、次の各号に掲げる教員に適用する。

- 一 教授、准教授、専任講師、助教及び助手(以下「大学教員」という。)
- 二 附属学校の教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭(以下「附属学校教員」という。)

(選考方法)

第3条 大学教員の採用及び昇任の選考基準は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

- 2 前項の基準による選考は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。
- 3 教育研究評議会は、前項の審議を行うに当たり、教授会の議を経なければならない。
- 4 附属学校教員の採用及び昇任の選考は、学長が行う。

(配置換)

第4条 教員は、原則として教員以外の職種への配置換は行わない。

- 2 大学教員は教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して配置換を命ぜられることはない。
- 3 教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たって、次の各号に掲げる手続を経なければならない。
 - 一 審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付すること。
 - 二 審査を受ける者が前号の説明書を受領した後14日以内に請求した場合、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。
 - 三 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴すること。

- 4 前項に規定するもののほか、第2項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

(休職の期間)

第5条 大学教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、個々の場合について、教育研究評議会が定める。

- 2 附属学校教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職にお

いては、満2年とし、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内でその休職の期間を満3年まで延長することができる。

3 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

(降任及び解雇)

第6条 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

2 前項の審査は、第4条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

(定年)

第7条 大学教員の定年は、教職員就業規則第21条第3項の規定に基づき、満65歳とする。

(懲戒)

第8条 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ懲戒処分を受けることはない。

2 前項の審査は、第4条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

(勤務成績の評価)

第9条 大学教員の勤務成績の評価及び評価の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議により学長が定める基準に基づき、学長が行う。

(研修の機会)

第10条 大学教員及び附属学校教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 大学教員及び附属学校教員は、教育研究に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 大学教員及び附属学校教員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(附属教員の研修)

第11条 附属小学校及び中学校の教員は、初任者研修及び10年経験者研修を受けるものとする。

2 前項の研修の実施に関しては国立大学法人奈良教育大学研修規則(平成16年奈良教育大学規則第59号)に定める。

(大学院修学休業)

第12条 附属学校の教員は、許可を受けて3年以内の期間、大学院の課程等に在学してその課程を履修するために休業することができる。

2 前項の休業の期間については、給与を支給しない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第52号)

この規則は、平成20年5月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成27年規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。